【新型コロナウイルスに関する経済対策関連情報】

いつも弊社ニュースレターをご覧いただき誠にありがとうございます。税理士の田辺です。

さて、緊急事態宣言を安倍首相が発令されましたが、今回のコロナ騒動はこれまで私達が経験したことのない生活面・経済活動面での計り知れない影響があります。

それに対する対応策として国や地方自治体が様々な施策を打ち出しました。これらの施策は、各省庁等の HP で公表されています。その中で、**首相官邸の「新型コロナウイルス感染症　ご利用ください　お役立ち情報」**が、**総括的であり、お勧め**です。経済産業省や厚生労働省の HP も必見です。

それらの HP に書かれていることを、税金面と金銭面での企業救済とに分けて、整理してみました。現時点（令和2年4月上旬）によるものであり、今後の動向にご注意ください。

Ⅰ 税金面での知っておきたい施策・・・国税庁のホームページ

① 所得税の確定申告の期限等再延長

令和2年4月16日に延長された令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が、更にコロナ騒動のため困難な人は、申告の時に**申し出れば期限延長の取り扱い**がされます。

② 振替納税の口座からの振替日再延長

申告所得税の振替日が令和2年5月15日、個人事業者の消費税が令和2年5月19日になりましたが、更に4月17日以降申告される方は、**個別に税務署から通知**されます。

③ コロナウイルス感染症のため納税が困難な方へ

コロナ騒動により、国税を一時に納付できない場合、税務署に申請すれば、 **原則1年以内の期間の猶予**があります。延滞税は軽減されますが、かかります。

Ⅱ 金銭面・資金繰りでの施策

① 緊急融資・・・保証料なし、実質無利子、据え置き期間ありの融資

ア、民間の信用保証付き融資　保証料・利子減免　経済産業省 HP

イ、政府系融資　　日本政策金融公庫 HP

ウ、飲食業等についての特別貸付の対応・・・厚生労働省 HP （コロナウイルス感染症関連特別融資）

② 雇用調整助成金・・・コロナ騒動により影響を受けた会社が一時的な休業を行い、社員に対して休業手当などを払い社員の雇用の維持を図った場合に助成されます。

主な問い合わせ先は次の通りです。

ア、東京都　各ハローワーク（東京労働局 HP 参照）、

イ、神奈川県　職業対策課神奈川助成金ｾﾝﾀｰ（神奈川労働局 HP 参照）、

ウ、千葉県　職業対策課（043-221-4393）

エ、埼玉県　各ハローワーク（埼玉労働局 HP 参照）

③ 給付金・・・売上が前年度に比べて大幅に減少した中小企業に最大200万円、個人事業者に最大100万円支給されます。首相官邸 HP、経済産業省 HP に、今後具体的なことが発表されます。

（税理士/田辺利幸）